

定款変更認可申請について

1. 概要

社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に基づき、定款の変更は所轄庁（加賀市）の認可を受けなければその効力を生じないこととなっています。

社会福祉法人が定款変更の認可を受ける場合は、定款変更認可申請書と必要な書類を所轄庁（加賀市）あてに提出します。

なお、当該定款変更事項が、社会福祉法人の登記事項に関する変更であれば、認可後、速やかに登記所へ変更の登記をしなければなりません。

（※社会福祉法第 45 条の 36 第 4 項に基づく厚生労働省令に定める事項の定款変更の場合は、定款変更届を提出することになります。）

2. 定款変更認可申請の流れ

- （1）定款変更内容を整理した上、加賀市担当者まで事前相談（電話、来庁どちらでも可能）を行う。
- （2）理事会で評議員会の日時・場所及び議題・議案（定款変更に関する議案）を決定する。
- （3）評議員会で定款変更内容について議決する。
- （4）「定款変更認可申請書」を加賀市長あてに、必要な書類とともに 2 部ずつ提出する。
- （5）加賀市で審査を行い、適当と認められた場合に「定款変更認可書」が交付される。
※「定款変更認可書」に記載のある認可日から、当該定款変更の効力が認められる。
- （6）当該定款変更が法人の登記事項（組合等登記令第 2 条第 2 項）に関する変更であれば、定款変更内容を法務局で登記する。

3. 提出書類一覧

- （1）定款変更認可申請書（様式 1）
- （2）理事会の議事録（写）
- （3）評議員会の議事録（写）
- （4）変更後の定款
- （5）現行の定款
- （6）その他所轄庁が必要と認めた書類（※）

（※）変更申請事項に応じて、その他提出書類を別途ご連絡します。